

# 標準旅行業約款の一部改正について

平成 19 年 3 月  
観光事業課

## 背景

地域が企画する創意工夫に満ちた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」(平成18年2月15日構造改革推進本部決定)に盛り込まれたところ。

これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとすること等を内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられたところ。

これを踏まえ、旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)を改正し、第3種旅行者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定を整備することとしているところ(平成18年12月23日付パブリックコメント「旅行業法施行規則の一部改正について」)であるが、あわせて、標準旅行業約款(平成16年国土交通省告示第1593号)を のように改正する。

## 改正の概要

第3種旅行者が実施する募集型企画旅行に係る旅行代金については、当該旅行代金の20%以内で設定することができる申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないこととする第3種旅行者用の規定を、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部に追加する。

## スケジュール

公布日：平成19年3月12日

施行日：平成19年5月12日

国土交通省告示第二百九十六号

旅行業法（昭和二十七年法律二百三十九号）第十二条の三の規定に基づき、標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示千五百九十六号）の一部を次のように改正し、旅行業法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年国土交通省令第十号）の施行の日（平成十九年五月十二日）から適用する。

平成十九年三月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

募集型企画旅行の部第五条を次のように改める。

（契約の申込み）（第三種旅行業者でない場合）

第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）

）を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。  
このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。  
（契約の申込み）（第三種旅行者業者である場合）

第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、旅行代金の20%以内で当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。  
このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。  
募集型企画旅行の部第十二条を次のように改める。

(旅行代金) (第三種旅行者でない場合)

第十二条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

(旅行代金) (第三種旅行者である場合)

第十二条 旅行者は、旅行開始日以降で契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。また、当社は、旅行開始日より前には、申込金を除き、旅行代金の収受は一切行いません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は、申込金については旅行契約成立日とし、申込金を除く旅行代金については旅行開始日以降で契約書面に記載する日とします。

標準旅行業約款の一部を改正する告示案新旧対照条文

標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>募集型企画旅行の部</p> <p>（契約の申込み）（第三種旅行者でない場合）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>（契約の申込み）（第三種旅行者である場合）</p> <p>第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、旅行代金の二十％以内で当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。</p> <p>2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。</p> <p>3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。</p> <p>4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。</p> <p>5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。</p>	<p>募集型企画旅行の部</p> <p>（契約の申込み）</p> <p>第五条 （略）</p>

(旅行代金)(第三種旅行者でない場合)

第十二条 (略)

(旅行代金)

第十二条 (略)

(旅行代金)(第二種旅行者である場合)

第十二条 旅行者は、旅行開始日以降で契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならない。また、当社は、旅行開始日より前には、申込金を除き、旅行代金の収受は一切行いません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は、申込金については旅行契約成立日とし、申込金を除く旅行代金については旅行開始日以降で契約書面に記載する日とします。